

協議項目の決定内容について

協議分類 6 管理

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
1	3 公告	広域化後の組合が行う条例などの公告式について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合の条例等の公布に関する条例」に基づき、弘前地区環境整備事務組合掲示場に掲示する。
2	4 条例、規則、訓令等の制定及び改廃	広域化後の組合が定める条例、規則及び訓令等の制定及び改廃に係る事務執行について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	制定及び改廃に係る手続きは、上程する議案を含めて事務局総務課で事務を行う。
3	5 例規集の編纂	広域化後の組合が使用する例規集の編纂や管理方法について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。なお、例規集データについては、構成市町村や施設利用者への利便性向上のため、広域化時までには組合ホームページへの掲載を検討する。	例規集は事務局総務課において管理する。
4	6 公文書の保存、整理	広域化後の組合が取扱う公文書の保存及び管理について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合公文書管理規程」に基づき、保存及び管理する。
5	7 公印の管理	広域化後の組合が使用する公印の管理方法について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合公印規則」に基づき、総務課長等が管理する。
6	8 附属機関	広域化後の組合が所管する附属機関について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	所管する附属機関は「弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会」及び「弘前地区環境整備事務組合行政不服審査会」とする。
7	9 組合の休日	広域化後の組合の休日について協議するもの。	現行の黒石地区清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	地方自治法の規定に基づき、統合時までには条例により組合の休日を定める。

協議項目の決定内容について

協議分類 6 管理

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
8	10 行政手続	広域化後に組合が行う処分、行政指導及び組合に対する届出並びに命令等を定める行為等の行政手続の運用方法について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	行政手続法並びに「弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例」及び「弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則」により対応する。
9	11 行政不服審査	広域化後に組合が行う行政不服審査の対応について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合行政不服審査会条例」に基づく弘前地区環境整備事務組合行政不服審査会において対応する。
10	12 情報公開	広域化後に組合が行う情報公開の運用方法について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合情報公開条例」に基づき対応する。
11	13 個人情報保護	広域化後に組合が行う個人情報保護の取扱いについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例」に基づき対応する。
12	14 暴力団排除	広域化後に組合が行う暴力団排除に係る対応について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	暴力団対策法、青森県暴力団排除条例、各市町村の暴力団排除条例に基づき対応する。

協議項目の決定内容について

協議分類 7 人事

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
1	1 職員採用（試験・計画）	広域化後の組合が行う職員の採用試験及びその計画について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員及び再任用職員は構成市町村からの派遣となるため、採用試験は実施しない。同様の理由により、採用計画についても策定しない。 ・会計年度任用職員は構成市町村からの派遣で対応できないため、試験を実施し任用する。必要に応じて任用するため採用計画は策定しない。
2	2 職員の任免（分限・懲戒）	広域化後の組合職員に係る分限処分及び懲戒処分の手続き及び効果について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市町村からの派遣職員である正職員及び再任用職員については、協定に基づき、派遣元市町村との協議の上で運用する。 ・直接任用の会計年度任用職員は組合条例に基づき運用する。
3	3 人事異動	広域化後の組合が行う人事異動の発令の手続き等について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員及び再任用職員については、構成市町村から派遣される職員情報が通知され、組合事務局において配置案を決定し、その内容を元に職員の派遣に関する協定を締結。その後、決裁を経て発令を行う。また、監査委員事務局職員や会計管理者及び会計課職員については、職員の併任に関する協定を締結し、弘前市人事課への合議を経て併任発令を行う。 ・会計年度任用職員については、組合事務局において配置案を決定し、決裁を経て発令を行う。
4	4 職員の服務	広域化後の組合職員の服務について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<p>【広域化後の勤務時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○曜日：月曜日から金曜日まで ○勤務時間：午前8時30分から午後5時まで ○休憩時間：正午から午後零時45分まで

協議項目の決定内容について

協議分類 7 人事

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
5	5 級別職務分類	広域化後の組合正職員が行う職務の複雑さ、難しさなど責任の度合いに基づく等級の基準について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合の任用、給与及び勤務時間等に関する条例」に基づき、弘前市職員に準じた取扱いとする。
6	6 階級	広域化後の組合正職員に適用される階級について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合の任用、給与及び勤務時間等に関する条例」に基づき、弘前市職員に準じた取扱いとする。
7	7 昇任、昇給、昇格	広域化後の組合職員の昇任、昇給及び昇格の基準や手続きについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員は構成市町村からの派遣となるため、派遣元市町村で昇任、昇給、昇格を決定し、組合が発令する。 ・会計年度任用職員は組合が直接任用となるため、組合が号給加算を決定し、発令する。
8	8 人事評価	職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を把握するため、広域化後の組合が行う人事評価の手続き等について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	弘前市が定めた人事評価実施マニュアルに倣い、組合において評価を実施し、評価結果を派遣元市町村へ提供する。（評価結果の給与等への反映については派遣元市町村に一任する。）
9	9 休暇・職務専念義務の免除	広域化後の組合職員の休暇及び職務専念義務の免除の基準について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例」、「弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「弘前市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に準じて運用する。
10	10 職員教育・研修	広域化後の組合職員に対する職員教育や研修について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	派遣元市町村が実施する研修に必要なに応じて参加する。 また、組合が計画するごみ処理施設維持管理業務に必要な資格取得に係る研修など外部団体が主催する研修についても参加する。
11	11 福利厚生	広域化後の組合職員に適用される福利厚生について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元市町村の福利厚生団体に加入できる。

協議項目の決定内容について

協議分類 8 給与

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
1	1 職員給料	広域化後の組合職員の給料月額基準を定めるもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員及び再任用職員については、派遣元市町村の関係規定に準じた取扱いとする。 ・会計年度任用職員については、弘前市に準じた取扱いとする。
2	2 人事給与管理システム	広域化後に組合が使用する人事、給与、共済組合及び年末調整などの管理システムについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	弘前市人事給与システムを使用し、事務局総務課管理係担当職員が各種データを入力する。
3	3 初任給基準	広域化後の組合職員の初任給基準について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員については、組合での職員任用がないことから、初任給基準を定めない。 ・会計年度任用職員については、弘前市に準じた取扱いとする。
4	4 諸手当	広域化後の組合職員の手当の種類及び基準を協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・手当の種類は①管理職手当②扶養手当③住居手当④通勤手当⑤管理職員特別勤務手当⑥期末手当⑦勤勉手当⑧時間外勤務手当⑨休日勤務手当⑩寒冷地手当とする。 ・正職員及び再任用職員の手当の基準は派遣元市町村に準じた取扱いとする。 ・会計年度任用職員の手当の基準は弘前市に準じた取扱いとする。
5	5 公務災害補償	広域化後の組合職員の公務災害補償について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員及び再任用職員は、地方公務員災害補償法に基づく「地方公務員災害補償制度」を適用する。 ・会計年度任用職員は、労働者災害補償保険法に基づく「労働者災害補償保険制度」を適用する。
6	6 特別職の旅費	広域化後の組合特別職職員の旅費支給基準について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合議員報酬、費用弁償等の額及び支給方法条例」に基づく基準とする。
7	7 職員等の旅費	広域化後の組合職員の旅費支給基準について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合職員の任用、給与及び勤務時間等に関する条例」に基づく基準とする。

協議項目の決定内容について

協議分類 8 給与

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
8	8 市町村共済組合事務	広域化後の市町村共済組合事務の運用について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	青森県市町村職員共済組合に加入し、事務局総務課が事務を所管する。
9	9 社会保険事務	広域化後の社会保険事務の運用について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入し、事務局総務課が事務を所管する。
10	10 雇用保険事務	広域化後の雇用保険事務の運用について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	事務局総務課が事務を所管し、ハローワーク弘前に各種届出を行う。
11	11 その他災害保険	広域化後の組合が加入する災害保険について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	公費による災害保険加入を要する業務は想定されないことから加入しない。
12	12 財形貯蓄	広域化後の組合が実施する財形貯蓄制度の運用について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	弘前市、津軽広域連合、弘前地区消防事務組合、津軽広域水道企業団と共同実施し、事務局総務課が事務を所管する。

協議分類 9 財務

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
1	16 公金総合保険	広域化後の組合が加入する公金総合保険について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	弘前市が加入している全国市長会の公金総合保険で対応する。